

訪 問 介 護
重要事項説明書 1

利用者名 _____ 様

訪問介護ステーション ケアージュ

株式会社 医光ケア

重 要 事 項 説 明 内 容

1 目的

株式会社医光ケアが開設する「訪問介護ステーション ケアージュ」の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

2 運営の方針

指定訪問介護の提供に当たっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 事業所の名称等

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名 称 訪問介護ステーション ケアージュ
- (2) 所 在 地 宮城県仙台市太白区山田本町 8 番 18 号

4 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の種類、員数及び業務内容は、次のとおりとします。

(1)管理者・・・常勤職員 1 名以上

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)サービス提供責任者・・・1 名以上

サービス提供責任者は、指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導や、居宅介護支援事業者等と連携を図り訪問介護計画の作成等を行う。

(3)訪問介護員等 常勤換算方法で 2.5 以上

訪問介護員などは、入浴、排せつ、食事の介助など、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

5 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営 業 日・・・月曜日から日曜日まで（祝日も含む）
- (2) 営 業 時 間・・・24 時間
- (3) サービス提供時間・・・24 時間

6 提供する訪問介護の内容

通所介護の内容は、次のとおりとします。

(1)身体介護

- ① 排泄・食事介助

- ② 清拭・入浴、身体整容
- ③ 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- ④ 起床及び就寝介助
- ⑤ 服薬介助
- ⑥ 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

(2)生活援助

- ① 掃除
- ② 洗濯
- ③ ベッドメイク
- ④ 衣類の整理・被服の補修
- ⑤ 一般的な調理、配下膳
- ⑥ 買い物・薬の受け取り

7 利用料金等

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 なお、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、市町村が発行する介護保険負担割合証に基づき、負担割合証に記載された負担割合の額とする。

(1) 利用料金は、下記のとおりです。

ア 訪問介護

サービス利用料金（1回あたり）

訪問介護【通常規模型】

(1) 基本料金 単位数		利用者負担額		
		1割の場合	2割場合	3割の場合
身体介護が中心の場合				
20分未満	163単位	169円	339円	509円
20分以上30分未満	244単位	254円	508円	762円
30分以上60分未満	387単位	403円	806円	1209円
60分以上90分未満	567単位	590円	1181円	1772円
生活援助が中心の場合				
20分以上45分未満	179単位	186円	373円	559円
45分以上	220単位	229円	458円	687円

イ 加算等

(2) 加算料金等	
夜間加算（午後 6 時から午後 10 時まで）	所定単位数×25%
早朝加算（午前 6 時から午前 8 時まで）	所定単位数×25%
深夜加算（午後 10 時から午前 6 時まで）	商品単位数×50%
初回加算 （初回に実施した訪問介護と同月にサービス提供責任者が訪問介護を行うまたは同行し訪問をした場合）	200 単位（1 回のみ） 1 割 208 円 2 割 416 円 3 割 625 円 （利用者負担金額）
特定事業所加算Ⅱ （専門性の高い人材を確保し、質の高い介護サービスを実施している事業所を評価受けた場合）	所定単位数×10%
緊急時訪問加算 （利用者、家族から要請を受けてケアマネージャーが必要と認め、サービス提供者責任者が訪問を行う。又訪問介護員が居宅サービス計画書にない身体介護を行った場合）	100 単位／回 1 割 104 円 2 割 208 円 3 割 312 円 （利用者負担金額）

※利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。

ウ 減算等

(3) 減算等	
同一建物に居住する利用者への減算	10%減

※具体的なサービス提供時間は、居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

※1単位 10.42円として計算しています。（仙台市地域区分6級地）

(2) 利用費用等の支払い方法

①銀行振り込みの場合の振込先

☆仙台銀行 長町南支店（普通）0073696

口座名義 株式会社医光ケア 代表取締役 若林 正人

※お振込手数料は利用者様ご負担にてお願い致します。

②利用者指定口座より自動振替

月末締め翌月 27 日引落としとさせていただきます。

8 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は、仙台市とする。(その他地域については応相談)

9 サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。
 - ①医療行為及び医療補助行為
 - ②利用者の家族に対するサービス提供
 - ③利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

10 緊急時等における対応方法

指定訪問介護職員は、介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合には速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

11 事故発生時における対応

事故発生時における対応については、次のとおりとします。

- (1) 指定訪問介護職員のサービス提供により事故が発生し管理者が状況を把握し連絡が必要と判断した場合は仙台市、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録しておきます。
- (3) サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償致します。

12 損害賠償

事業者は、サービスの提供に当たって利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償致します。ただし、利用者に故意又は重大な過失及び自らに帰する責任が認められた場合には、事業者としての責任を負わないものとします。

13 秘密の保持及び情報の提供

秘密の保持及び情報の提供に当たっては、次の事項について留意します。

- (1) サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が生じた場合等、正当な理由がある場合を除いては、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。ただし、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得た場合には、同項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- (2) 利用者により良いサービスを提供するため、サービス担当者会議等や主治医並びに市町村に対し、利用者及びその家族、利用者代理人等に関する個人情報等の提供を行うことがあります。
- (3) 第三者評価は実施無し。

14 苦情相談等に対する措置

苦情相談等に対する措置については、次のとおりとします。

(1) 利用者からの相談又は苦情に対する常設の窓口（連絡先）、苦情受付責任者及び苦情解決責任者を配置しております。

- ・ 名 称： 事業所名 訪問介護ステーション ケアージュ
- ・ 所 在 地： 宮城県仙台市太白区山田本町 8 番 18 号
- ・ 受付日時： 月曜日から日曜日（祝日を含む）の午前 8 時 30 時から午後 5 時 30 分
- ・ 苦情受付担当者： 大沼 みち
- ・ 苦情解決責任者： 菅間 豊和
- ・ 電 話： 022-393-6501

(2) 処理体制、手順

- ・ サービス等に対し、苦情相談等がありましたら電話及び文書でも結構ですので、いつでもお寄せ下さい。
- ・ 苦情等に関しては、その内容について検討会議を開催するなどの措置を行い、必ず利用者等へ具体的に回答することを定め、再発防止を図るものとします。

(3) その他の苦情相談窓口

ア 名 称： 宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口
所 在 地： 〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号
受 付 時 間： 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで
休日及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日までを除く
電 話 番 号： 022-222-7700（苦情相談専用）

イ 名 称： 仙台市役所健康福祉局 介護事業支援課居宅サービス指導係
所 在 地： 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号
受 付 時 間： 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休日及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日までを除く
電 話 番 号： 022-214-8192

住所地の加入している市町村介護保険担当窓口

ウ 名 称： 仙台市

所 在 地： 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号

受 付 時 間： 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

休日及び 12 月 29 日から翌 1 月 3 日までを除く

電話番号： 青葉区役所 介護保険課 介護保険係 022-225-7211(代)

： 宮城野区役所 介護保険課 介護保険係 022-291-2111(代)

： 若林区役所 介護保険課 介護保険係 022-282-1111(代)

： 太白区役所 介護保険課 介護保険係 022-247-1111(代)

： 泉区役所 介護保険課 介護保険係 022-372-3111(代)

(4) 処理体制、手順

- ・ サービス等に対し、苦情相談等がありましたら電話及び文書でも結構ですので、いつでもお寄せ下さい。
- ・ 苦情等に関しては、その内容について検討会議を開催するなどの措置を行い、必ず利用者等へ具体的に回答することを定め、再発防止を図るものとします。

17 その他

サービス利用の変更・追加については、事業所の稼動状況により利用者及び家族等の希望を考慮し、サービスを提供するように致します。

前記のとおり説明をするとともに、本書面を交付致しました。

説明者 (所 属) 訪問介護ステーション ケアージュ
(職 名)
(氏 名) ⑩

前記のとおり説明を受け同意の上、本書面を受領致しました。

令和 年 月 日

利用者

(住 所)

(氏 名)

⑩

代理人 (代理人を選任した場合)

(住 所)

(氏 名)

⑩

(続柄:)